公告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき、事後審査型条件付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和７年９月３日

田原市長　山　下　政　良

１　入札に付する事項

　(1) 件　　名　令和７年度第３四半期小型家電引渡し（単価契約）

　(2) 場　　所　田原市地内

　(3) 引渡期間　令和７年１０月１日から令和７年１２月３１日まで

　(4) 概　　要

引渡予定量

高品質

　無線通信機械器具　３６ｋｇ

　パーソナルコンピューター　１,４４０ｋｇ

　その他　８０ｋｇ

低品質

　高品質以外の小型家電　５０,０００ｋｇ

２　入札参加資格に関する事項

公告日前日における令和６年度及び令和７年度の田原市入札参加資格の認定において、次の各号のいずれにも該当する者。ただし、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者及び公告日から落札決定の日までにおいて、田原市から受けた入札参加停止処分期間を経過しない者を除く。

　(1) 田原市内又は豊橋市内の本店、支店、営業所等で本市に入札参加資格の登録をしていること。

　(2) 業種に０２物品の買受け、営業種目に０１不用品買受、取扱内容に１７電化製品の登録があること。

(3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号）第１０条第３項に規定する認定を受けた事業者であること。

３　設計図書の配信

本物件引渡しに係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の配信を次のとおり行う。

　(1) 配信期間　公告日から令和７年９月１７日午後５時までとする。

　(2) 配信方法　設計図書等は、田原市ホームページから、本案件の添付ファイルをダウンロードすること。

URL　https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/nyusatsu

keiyaku/1001549/index.html

　(3) 設計図書等に関する質問　設計図書等に関する質問がある場合には、令和７年９月９日午後５時までに電子メール、文書の持参又は郵送により提出すること。提出方法は田原市ホームページから「入札質疑書」をダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

回答は、令和７年９月１１日までに、「令和７年度第３四半期小型家電引渡し（単価契約）」、「公告及び仕様書等」内に同案件名のファイルを配信するのでダウンロードし、確認すること。

URL　https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/nyusatsu

keiyaku/1001549/index.html

４　入札書の提出方法等

入札書の提出は、次により行う。

(1) 入札執行の場所　田原市役所北庁舎３階３００会議室

(2) 入札書提出の日時　令和７年９月１７日１４時００分

(3) 入札執行回数については、２回とする。

(4) 開札の日時　入札終了後直ちに行う。

(5) 入札書に記載する件名及び場所は、本公告と同一にすること。同一でない入札を無効とする。

　(6) 実施方法

入札の実施については、田原市一般競争入札実施要領により行う。各種要領、契約条項その他書類は田原市ホームページから入手できる。

URL　https://www.city.tahara.aichi.jp/

５　入札保証金

　　入札保証金の納付については、免除とする。

６　予定価格

非公表とする。

７　入札参加資格の確認等

落札候補者の入札参加資格は、田原市一般競争入札実施要領に基づき開札後に確認する。入札参加資格の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して５日（休日等を含まない。）以内に、当該理由について、書面により説明を求めることができる。

８　入札の無効に関する事項

田原市入札者心得書第１４条に該当する場合

９　落札者決定の方法

入札終了後、田原市は開札を行い、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定する。

１０　契約保証金

契約保証金の納付については、免除とする。

１１　その他

　(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

　(2) 入札書の金額は、単価に予定数量を乗じた金額の総価で行う。

　(3) 入札は、田原市入札者心得書により行う。

　(4) 落札候補者決定通知書の送付後、落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第４条第１項の規定により、入札参加停止を行う。

１２　問合せ先

総務部契約検査課　電話０５３１－２３－３５０５